

令和6年度サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者
[更新研修1] [更新研修2]開催要領

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスの質の確保のため、サービス管理責任者等の知識及び技術の維持・向上を目的として本研修を実施する。

2. 実施主体

秋田県(運営主体:秋田県障害者社会参加推進センター)

3. 研修日程・会場・受講定員

区分	研修日程	会場	受講定員	申込受付期間
更新研修1	9月5日(木)～9月6日(金)	秋田県社会福祉会館 10階大会議室 秋田市旭北栄町1番5号	131名程度	6月3日(月) ～ 6月20日(木)
更新研修2	10月3日(木)～10月4日(金)	秋田県社会福祉会館 10階大会議室 秋田市旭北栄町1番5号	131名程度	

4. 受講対象者 [秋田県外の事業所に現在お勤めの方は受講できません]

(1)秋田県内の事業所に現在勤務している方で、次のいずれかの要件を満たす者

(ア)令和元年度以降にサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)[更新研修]を修了した方

※なお、令和元年度に修了された方は今年度が更新期限となりますので、対象の方は必ず受講をお願いします。

(イ)令和3年度以降にサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)[実践研修]を修了した方

(2)更新研修受講者は次の(ア)又は(イ)のどちらかの受講要件を満たす必要があります。

(ア)今年度の【更新研修1】又は【更新研修2】のいずれかの研修開始日において、過去5年間に2年間以上のサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)、管理者又は相談支援専門員として実務経験があること。

(イ)現在、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)、管理者又は相談支援専門員として従事していること。

※実務経験年数について、サービス管理責任者については【参考資料1】を、児童発達支援管理責任者については【参考資料2】を参照してください。

※「サービス管理責任者」と「児童発達支援管理責任者」の両方の更新研修修了証書の交付を希望される方については、上記(ア)と(イ)どちらの場合もそれぞれの実務経験年数及び(ア)の受講要件を満たすことが必要になります。

5. 研修内容

(別紙)「令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者[更新研修1][更新研修2]日程表」のとおり実施します。

6. 申込方法・受講決定・受講料

(1)申込方法

①令和6年6月3日(月)から6月20日(木)午後5時(必着)までに、当協会ホームページに掲載している『サー

ビス管理責任者等[更新研修1・2]申込フォーム』に必要事項を入力し、申込してください。

<https://ww100132-hp.normanet.ne.jp/center/>

申込後、フォームから自動返信メールが届きます。返信メールが届かない場合は、登録した自分のメールアドレスに入力誤りがあるか、「迷惑メールフォルダ」に入っていないかを確認したうえで、速やかに研修事務局までご連絡ください。

②郵送での提出書類

- ・前回の更新研修修了証書の写し(令和元年度以降に更新研修を修了した方)
- ・実践研修の「修了証書」の写し(令和3年度以降に実践研修を修了した方)
- ・サビ管様式5号 更新研修受講要件証明書

また、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の両方の更新研修修了証書を希望される方は、次の様式を提出してください。

- ・サビ管様式6号 児発管研修修了者でサビ管更新研修の修了証書の交付を希望される方
- ・サビ管様式7号 サビ管研修修了者で児発管更新研修の終了証書の交付を希望される方

受講に係る提出書類については、申込期間内に当センターまで郵送してください。

〒010-0922

秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館内

秋田県障害者社会参加推進センター サービス管理責任者等研修担当宛

※提出された研修申込書(申込フォームから)や「修了証書」の写し等に虚偽の申告等が認められた場合は、直ちに受講を取消し、今後、当該事業所の申込を受付することができなくなる場合がありますのでご注意ください。

また、虚偽の証明書を作成・行使した場合は、私文書偽造罪(刑法第159条、161条)に問われることがあるのでご注意ください。

(2)受講決定

受講申込のあった全ての事業所に対して、7月5日(金)頃に事業所へメールで受講決定通知を送ります。

なお、申込者が定員を超過した場合は以下の(ア)～(イ)を総合的に勘案し、県と協議して受講者を決定します。

(ア)今年度更新期限の令和元年度に更新研修を修了した方を優先し、また現在サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)、管理者又は相談支援専門員として従事している方を優先する。

(イ)事業所から届け出のあった推薦順位や同一法人内での申込人数等を勘案する。

(3)受講料

受講決定となった方について、期日まで納入してください。

(ア)納入方法:口座振込(振込にかかる手数料は受講者負担とします。)

(イ)受講料:6,000円

(ウ)振込締切日:令和6年7月19日(金)【厳守】

(エ)領収証:振込明細書をもって領収書の発行に代えます。

(オ)振込先口座等、詳細については受講決定時にお知らせします。

なお、納入後のキャンセル及び欠席に対しての返金はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

7. 修了証書の交付等

(1)更新研修の全日程を修了した受講者には「研修当日」に修了証書を交付します。

(2)研修は全日程を受講する必要があり、遅刻、中座、早退等は欠席として扱い、修了証書の交付ができません。
また、研修中に進行の妨げになる発言・行動又は研修に参加する意欲がないと感じられた場合(居眠り、携帯電話の私的使用、演習中のグループ討議等における途中離脱や無言・参加拒否等)は、退場していただくことがあります。この場合、修了証書の交付はできませんのでご注意ください。

8. その他

(1)事業所の申込担当者の方は、受講者自身が研修の趣旨や目的を理解せずに申込することがないように、本要領により必ず受講者本人に受講目的や受講条件等を理解しているか確認して申込ください。

(2)更新研修で使用する「事前課題」は研修の約1か月前に当センターのホームページに掲載しますので、作成し期日までに提出してください。事前課題が未提出の場合は、研修を受講できません。

また、更新研修で使用する研修講義資料は、事前に当センターのホームページに掲載しますので、印刷し受講当日は手元において受講してください。

※研修当日は、本人確認のため受講決定通知書をプリントアウトしたものを持参してください。

(3)受講者に関する個人情報本研修のみの目的で使用し、他の目的での使用や無断で第三者に提供することはありません。また、研修修了者については修了証書番号、修了年月日、氏名及び連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、県が責任をもって一元的に管理することにしております。

(4)会場となる社会福祉会館駐車場が狭く駐車スペースに限りがあり、ご利用できない場合がありますので公共交通機関や周辺の有料駐車場をご利用ください。(秋田県社会福祉協議会のホームページでご確認ください)

(5)昼食は各自で準備願います。研修会場で飲食可能です。

(6)会場内の温度調整をいたしますが、温度差が出る場合がありますので、季節によっては上着やひざ掛け等調整できるようにご準備をお願いします。

(7)感染症予防のため、手指消毒及び咳エチケットの協力をお願いします。

9. 申込・問合せ先

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会
〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 県社会福祉会館1階
秋田県障害者社会参加推進センター サビ管研修担当 木村 鹿子澤
TEL:018-864-2780(土日、祝日を除く9時から17時まで) FAX:018-864-2781
サービス管理責任者等研修専用メール:sabikan@awc.or.jp